

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,757	357,532,097
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		153	3,301,734
債 務 控 除 額		2,694	43,817,795
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		571	2,528,873
課 税 価 格	実	4,795	319,544,909
相 続 税 額	算 出 税 額	4,741	45,386,931
	2 割 加 算 額	354	422,796
	計	4,741	45,809,726
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	153	77,810
	配 偶 者	774	10,365,816
	未 成 年 者	56	17,506
	障 害 者	110	123,391
	相 次 相 続	145	317,255
	外 国 税 額	-	-
	計	1,174	10,901,777
差 引 税 額	実	4,120	34,907,949
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		45	110,326
小 計		4,115	34,797,624
農 地 等 納 税 猶 予 額		25	681,839
株 式 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,109	34,152,288
	還 付 税 額	20	36,503
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,626	133,230,000

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成18年分	4,513	300,679,264	41,125,944	11,598,243	3,872	28,707,088	22	70,695	1,525
平成19年分	4,736	315,178,179	42,908,778	13,174,761	4,096	29,226,359	27	86,519	1,609
平成20年分	4,665	303,756,791	42,075,610	12,313,302	4,017	29,076,964	22	56,246	1,580
平成21年分	4,575	298,566,642	39,186,996	11,025,630	3,951	27,219,916	29	79,233	1,577
平成22年分	4,795	319,544,909	45,809,726	10,901,777	4,109	34,152,288	20	36,503	1,626

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	59	3,136,571	52	190,960	20
若松	104	5,961,452	88	379,230	33
小倉	256	16,907,492	222	1,587,706	93
八幡	249	15,457,559	218	1,230,579	94
博多	236	21,692,777	204	3,013,777	79
香椎	394	23,428,256	333	1,202,941	139
福岡	496	54,425,939	430	10,466,604	181
西福岡	533	31,941,955	466	3,080,982	171
大牟田	100	5,758,273	90	441,782	33
久留米	286	17,871,456	236	1,934,702	103
直方	51	3,778,204	40	315,926	15
飯塚	83	4,264,893	65	193,100	31
田川	44	3,204,261	39	299,393	17
甘木	78	4,474,500	69	319,233	24
八女	89	5,070,187	80	436,623	26
大川	50	2,066,074	47	81,401	14
行橋	85	3,971,172	70	190,596	28
筑紫	411	26,348,075	353	2,704,677	130
福岡県計	3,604	249,759,096	3,102	28,070,211	1,231
佐賀	236	14,333,940	202	1,184,313	77
唐津	55	3,648,308	49	278,553	21
鳥栖	98	4,690,383	84	227,124	33
伊万里	41	2,289,810	35	138,842	15
武雄	71	3,560,015	61	209,970	24
佐賀県計	501	28,522,456	431	2,038,802	170
長崎	279	16,157,087	237	1,241,060	89
佐世保	178	12,808,600	149	1,977,474	61
島原	47	3,399,520	34	367,109	15
諫早	125	5,132,267	101	200,907	38
福江	11	673,979	8	39,787	4
平戸	23	900,831	22	35,767	6
壱岐	22	1,673,460	20	156,936	8
厳原	5	517,613	5	24,236	4
長崎県計	690	41,263,357	576	4,043,275	225
総計	4,795	319,544,909	4,109	34,152,288	1,626

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 4,807	千円 319,368,676	人 4,129	千円 34,280,266	人 1,626
	修正申告による増差額	76	976,428	126	181,192	58
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	58 △	800,195	79 △	309,170	33
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,795	319,544,909	実 4,109	34,152,288	実 1,626
過 年 分	申 告 額	130	7,978,975	113	1,107,590	68
	修正申告による増差額	742	10,839,581	1,032	2,166,698	408
	更正による増差額	4	122,050	4	27,337	2
	更正等による減差額	198 △	2,694,048	238 △	569,409	111
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,062	16,246,558	実 1,367	2,732,215	実 506
合 計	申 告 額	4,937	327,347,651	4,242	35,387,856	1,694
	修正申告による増差額	818	11,816,009	1,158	2,347,890	466
	更正による増差額	4	122,050	4	27,337	2
	更正等による減差額	256 △	3,494,243	317 △	878,580	144
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,857	335,791,467	実 5,476	36,884,503	実 2,132

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	4	1,485	21	3,734	-	-
過 年 分	666	98,759	107	179,455	113	294,258
合 計	670	100,243	128	183,188	113	294,258

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

## 5 - 2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
1億円以下	401	33,269,268	887,426	183,123	503,950	890
1億円超	793	109,571,666	1,559,376	1,029,344	4,437,251	2,681
2 "	224	54,105,878	261,862	342,408	4,411,641	799
3 "	130	48,417,446	294,677	449,711	6,136,241	502
5 "	35	19,913,729	-	188,057	2,803,070	143
7 "	29	24,146,842	288,348	118,295	5,106,818	128
10 "	10	14,169,311	-	44,526	3,852,623	39
20 "	1	2,414,375	-	1,645	988,511	5
30 "	2	8,057,705	-	-	3,465,934	5
50 "	1	5,302,456	-	177,062	2,574,228	1
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,626	319,368,676	3,291,689	2,534,171	34,280,266	5,193

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	11	95	139	107	49	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	47	158	237	222	84	21	15	2	1	2	2
2"	1	8	38	70	71	18	9	4	1	2	1	1
3"	-	4	15	44	33	18	9	3	-	2	1	1
5"	-	1	1	9	13	6	4	1	-	-	-	-
7"	-	2	2	5	11	4	2	2	-	-	-	1
10"	-	1	-	1	5	3	-	-	-	-	-	-
20"	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30"	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
50"	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14	159	354	474	404	134	45	25	3	5	4	5

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	396	11,830,855
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	402	6,318,892
	宅地（借地権を含む。）	1,501	113,742,056
	山林	419	2,258,457
	その他の土地	456	13,421,033
	計	1,532	147,571,294
家屋、構築物		1,432	26,954,644
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	195	487,808
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	40	246,312
	売掛金	57	213,769
	その他の財産	136	983,727
	計	289	1,931,617
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	323	19,677,102
	同上以外の株式及び出資	946	14,110,325
	公債及び社債	402	8,300,130
	投資・貸付信託受益証券	547	10,702,985
	計	1,216	52,790,543
現金、預貯金等		1,617	85,167,960
家庭用財産		1,165	616,981
その他の財産	生命保険金等	422	12,851,982
	退職金及び功労金等	135	6,402,223
	立木	107	233,092
	その他の	1,387	22,999,641
	計	1,446	42,486,938
合計		1,620	357,519,977
相続時精算課税適用財産価額		116	3,291,689
債務		1,484	40,299,729
葬式費用		1,586	3,677,432
計		1,619	43,977,161
差引純資産価額		1,621	316,834,505
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		315	2,534,171
課税価格		1,626	319,368,676

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。